

目次

第1章 総則.....	3
第1条(約款の適用).....	3
第2章 予約.....	4
第2条(予約の申込).....	4
第3条(予約の変更).....	4
第4条(予約の取消等).....	4
第5条(代替レンタカー).....	4
第6条(予約業務の代行).....	5
第3章 貸渡.....	6
第7条(貸渡契約の締結).....	6
第8条(貸渡拒絶).....	6
第9条(貸渡契約の成立等).....	7
第10条(貸渡料金).....	7
第11条(借受条件の変更).....	8
第12条(点検整備等).....	8
第13条(貸渡証の交付・携行等).....	8
第4章 使用.....	9
第14条(借受人の管理責任).....	9
第15条(日常点検整備).....	9
第16条(禁止行為).....	9
第17条(違法駐車).....	9
第18条(GPS機能).....	10
第19条(ドライブレコーダー).....	11
第5章 返還.....	12
第20条(借受人の返還責任).....	12
第21条(レンタカーの確認等).....	12
第22条(レンタカーの返還時期等).....	12
第23条(レンタカーの返還場所等).....	12
第24条(精算).....	13
第25条(レンタカーが返還されなかった場合の措置).....	13
第26条(貸渡情報の登録と利用の合意).....	13
第6章 故障・事故・盗難時の措置.....	14
第27条(レンタカーの故障).....	14

第 28 条(事故)	14
第 29 条(盗難)	14
第 30 条(使用不能による貸渡契約の終了).....	14
第 7 章 賠償及び補償.....	16
第 31 条(借受人による賠償及び営業補償)	16
第 32 条(保険)	16
第 8 章 解除.....	18
第 33 条(貸渡契約の解除)	18
第 34 条(同意解約).....	18
第 9 章 雑則.....	19
第 35 条(相殺)	19
第 36 条(消費税)	19
第 37 条(細則)	19
第 38 条(代理貸渡事業者)	19
第 39 条(準拠法等).....	19
第 40 条(約款及び細則)	19
第 41 条(管轄裁判所).....	19

第1章 総則

第1条(約款の適用)

当社はこの約款(以下「約款」という)及び細則の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」という)を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借受けるものとします。なお、約款及び細則に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

2.当社は、約款及び細則の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款及び細則に優先するものとします。

第2章 予約

第2条(予約の申込)

借受人は、レンタカーを借受けるにあたって、当社所定の料金表等に同意のうえ、当社所定の方法により、予め車種クラス、使用目的、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等付属品の要否、その他の借受条件(以下「借受条件」という)を明示して予約の申込を行うことができます。

2.当社は、借受人から予約の申込があったときは、原則として、当社の保有するレンタカーや当社の認める借受条件の範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、当社所定の予約申込金を支払うものとします。

第3条(予約の変更)

借受人は、借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。2回目以降の予約変更については、1回の変更につき予約事務手数料(金 3,000 円)を支払うものとします。

第4条(予約の取消等)

借受人及び当社は、第2条第1項の借受開始日時までにレンタカーの貸渡契約を締結するものとします。

2.借受人及び当社は、当社所定の方法により、予約を取消することができます。なお、予約した借受開始時刻を1時間経過してもレンタカー貸渡契約(以下「貸渡契約」という)が締結されなかったときは、事情の如何を問わず、予約が取消されたものとします。

3.借受人の都合により予約が取消されたときは、借受人は、別に定めるところにより当社所定の予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

4.当社の都合により予約が取消されたときは、当社は、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

5.前2項以外の事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

6.借受人及び当社は、予約が取消されたこと及び貸渡契約が締結されなかったことについて、本条及び次条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第5条(代替レンタカー)

当社は、借受人から予約のあった車種クラス、付属品、禁煙車・喫煙車の別、トランスミッションの仕様等の条件(以下「条件」という)に該当するレンタカーの貸渡ができないときは、直ちにその旨を借受人に通

知するものとします。

2.当社は、前項の場合で、予約のあった条件以外のレンタカーを貸渡すことが可能なときは、前条第 4 項及び第 5 項にかかわらず、借受人に予約と異なる条件のレンタカー(以下「代替レンタカー」という)の貸渡を申し込むことができるものとします。

3.借受人が前項の申込を承諾したときは、当社は予約時の借受条件のうち、満たさなかった条件以外は予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸渡すものとします。この場合、借受人は、代替レンタカーの貸渡料金と予約のあった条件のレンタカーの貸渡料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

4.借受人が第 2 項の申込を拒絶した場合、予約は取消されるものとし、予約申込金等の扱いについては、前条第 5 項を適用するものとします。

第 6 条(予約業務の代行)

借受人は、当社に代わって予約業務を取扱う旅行代理店・提携会社等(以下「代行業者」という)において予約の申込をすることができます。

2.前項の申込を行ったときは、借受人は予約の変更又は取消をその申込を行った代行業者に対してするものとします。

第3章 貸渡

第7条(貸渡契約の締結)

借受人は借受条件を、当社は約款・料金表等により貸渡条件を、それぞれ明示して、貸渡契約を締結するものとします。

2.運転者は、貸渡契約の締結にあたり、約款及び細則で運転者の義務と定められた事項を遵守するものとします。

3.当社は、基本通達 2(10)及び(11)に基づき、貸渡簿(貸渡原票)及び第 13 条に規定する貸渡証に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載し又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者の運転免許証の提示及びその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者をしてその運転者の運転免許証を提示させ、当社が求めた場合はその写しを提出させるものとします。

4.当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、運転免許証の他に身元を証明する書類の提出を求め、提出された書類の写しをとることがあります。

5.当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人又は運転者に携帯電話番号等の緊急連絡先の提示を求めるものとします。

6.当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード・QR コード・現金等の支払方法を指定することがあります。

7.当社は、借受人又は運転者が前 5 項に従わない場合は、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。なお、この場合の予約申込金等の扱いについては、第 4 条第 5 項を適用するものとします。

第8条(貸渡拒絶)

当社は、借受人又は運転者が次の各号に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。

- (1) レンタカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき。
- (2) 借受人及び運転者が前項の運転免許証を取得して 3 年に満たないとき。
- (3) 酒気を帯びていると認められるとき。
- (4) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
- (5) チャイルドシートがないにもかかわらず、6 才未満の幼児を同乗させるとき。
- (6) 第 25 条に定める(社)全国レンタカー協会情報管理システム(以下「全レ協システム」という)又は大井建設株式会社、その他の情報会社間で共有する貸渡注意者リスト(以下「貸渡注意者リスト」とい

う)に登録されているとき。

- (7) 指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員又は関係者、その他反社会的組織に属していると認められるとき。
- (8) 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辞を用いたとき。
- (9) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。
- (10) 約款及び細則に違反する行為があったとき。
- (11) その他、当社が不相当と認めたとき。

2.前項にかかわらず、次の各号の場合にも、当社は貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。

- (1) 貸渡しできるレンタカーがないとき。
- (2) 借受人又は運転者が6才未満の幼児を同乗させるにもかかわらずチャイルドシートがないとき。

3.前2項に基づき当社が貸渡契約の締結を拒絶した場合の予約申込金等の扱いについては、第4条第3項乃至第6項を適用するものとします。

第9条(貸渡契約の成立等)

貸渡契約は、借受人が貸渡契約書に署名をし、当社が借受人にレンタカー(付属品を含む。以下同じ)を引渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

2.前項の引渡は、第2条の借受開始日時及び借受場所で行うものとします。

第10条(貸渡料金)

貸渡契約が成立した場合、借受人は当社に対して次項に定める貸渡料金を支払うものとします。

2.貸渡料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額又はその照会先を料金表に明示します。

- (1)基本料金
- (2)免責補償料
- (3)特別装備料
- (4)燃料代
- (5)その他の料金

3.基本料金は、レンタカーの貸渡時において、地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金によるものとします。

4.当社が、貸渡料金を、第2条による予約を完了した後に改定したときは、借受人は予約完了時に適用した料金と貸渡時の料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

第 11 条(借受条件の変更)

借受人は、貸渡契約の締結後、第7条の借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。当社は前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生じるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第 12 条(点検整備等)

当社は、道路運送車両法第 47 条の 2(日常点検整備)及び第 48 条(定期点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸渡すものとします。

2.借受人又は運転者は、レンタカーの貸渡にあたり、別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良がないこと等を確認するとともに、レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

3.当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

4.チャイルドシートは、借受人又は運転者がその責任において適正に装着し、当社はチャイルドシート装着について一切の責任を負わないものとします。

第 13 条(貸渡証の交付・携行等)

当社は、レンタカーを引渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた内容を記載した所定の貸渡証を借受人に交付するものとします。

2.借受人又は運転者は、レンタカーの使用し、前項により交付を受けた貸渡証を携行しなければならないものとします。

3.借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知し、当社の指示に従うものとします。

4.借受人又は運転者は、レンタカーの返還とともに、貸渡証を当社に返還するものとします。

第4章 使用

第14条(借受人の管理責任)

借受人又は運転者は、レンタカーの引渡を受けてから当社に返還するまでの間(以下「使用中」という)、善良な管理者の注意をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

2.借受人又は運転者は、レンタカーを使用する際には、法令、約款、細則、取扱説明書、その他当社が提示する使用法を遵守しレンタカーを使用するものとします。

第15条(日常点検整備)

借受人又は運転者は、使用中、借受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

第16条(禁止行為)

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) レンタカーを所定の使用目的以外に使用し又は第7条の運転者以外の者に運転させること。
- (3) レンタカーを転貸し、第三者に使用させ又は他に担保の用に供する等、当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
- (4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- (5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技(当社が競技に該当すると判断するものを含む)に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (7) 飲酒運転を行なうこと。
- (8) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
- (9) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- (10) 当社の承諾を得ることなく、撮影またはイベント等にレンタカーを使用すること。
- (11) その他第7条の借受条件又は貸渡条件に違反する行為をすること。

第17条(違法行為)

借受人又は運転者は、レンタカーに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車後直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署(以下「管轄警察署」という)に出頭し、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金等及び違法駐車に伴うレッカー移動・保管・引取り等の諸費用を納付する(以下「違反処理」という)ものとします。

2.当社は、警察からレンタカーの違法駐車連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに管轄警察署に出頭

して違反処理を行うよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとし。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

3.借受人及び運転者の違法駐車によりレンタカーの借受期間を超過した場合は、借受人は当該超過部分について別途貸渡料金を支払うものとし。ます。

4.当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書及び納付書・領収証書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して繰り返し前項の指示を行うものとし。また、借受人又は運転者が前項の指示に従わない場合は、当社は、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとし、借受人又は運転者は、違法駐車をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うこと等を自認する旨の当社所定の文書(以下「自認書」という)に自署するものとし。ます。

5.約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人又は運転者は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出するなどの必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第 51 条の 4 第 6 項に定める弁明書、自認書及び貸渡証等の資料を提出することに同意します。

6.借受人又は運転者がレンタカー返却までに違反処理を行わなかった場合、当社が借受人若しくは運転者若しくはレンタカーの探索に要した費用(以下「探索費用」という)を負担した場合、又は当社が車両の移動・保管・引取り等に要した費用(以下「車両管理費用」という)を負担した場合は、借受人又は運転者は、当社が指定する期日までに、次に掲げる費用を当社に支払うものとし。ます。

(1) 放置違反金相当額

(2) 当社が別に定める駐車違反違約金(上記(1)放置違反金相当額と併せ、以下「駐車違反金」という)

(3) 探索費用及び車両管理費用

7.当社は、借受人又は運転者が前項に基づき駐車違反金を当社に支払った後に、当該駐車違反に係る反則金を納付し又は公訴を提起され若しくは家庭裁判所の審判に付されたことにより、当社に放置違反金が還付されたときは、駐車違反金を借受人又は運転者に返還するものとし。ます。

8.その他の違反行為が発覚し、警察及び裁判所より開示請求があった場合、借受人の同意なく借受人の個人情報を開示できるものとし。ます。

第 18 条(GPS 機能)

借受人及び運転者は、レンタカーに全地球測位システム(以下「GPS 機能」という)が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとし。ます。

(1) 貸渡契約の終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。

(2) 第 24 条第 1 項各号に定める場合、その他レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と

認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため。

- (3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。

2.借受人及び運転者は、前項の GPS 機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

第 19 条(ドライブレコーダー)

借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

- (1) 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。
- (2) レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。
- (3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。

2.借受人及び運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

第 5 章 返還

第 20 条(借受人の返還責任)

借受人は、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。

2.借受人又は運転者は、前項の規定に違反したときは、当該違反が天災その他の不可抗力に起因する場合を除き、借受期間満了時からレンタカー及び備品を返還するまでの期間に対応する貸渡料金相当額を当社に支払うものとし、また、前項の規定により当社が損害を受けた場合は、借受人はその損害の一切を賠償するものとします。

3.借受人は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができないときは、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第 21 条(レンタカーの確認等)

借受人は、ガソリン等の燃料を満タンに補充の上、当社立会いのもとに、レンタカーを通常の使用による劣化・摩耗を除き、引渡時の状態で返還するものとします。なお、ガソリン等の補充は、約款第 24 条第 2 項に定めるとおり、補充ガソリン代金相当額を支払うことで代替することができるものとします。

2.借受人は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人、運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後の遺留品について保管の責を負わないものとします。

第 22 条(レンタカーの返還時期等)

借受人は、第 11 条により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金、又は変更前の貸渡料金と超過料金を合計した料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

2.借受人が貸渡契約締結時に免責保証制度に加入したときは、延長時の借受期間に対応する免責保証料と、支払済の免責保証料の差額を支払うものとします。

3.借受人は、第 11 条による当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後に返還したときは、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の倍額の違約料を支払うものとします。

第 23 条(レンタカーの返還場所等)

借受人は、第 11 条により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用(以下「回送費用」という)を負担するものとします。

2.借受人は、第 11 条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、回送費用の倍額の違約料を支払うものとします。

第 24 条(精算)

借受人又は運転者は、レンタカー返還時に延長料金、返還場所変更違約料等の未清算金(以下、「未清算金」といいます)がある場合には、当該未清算金を直ちに当社に支払うものとします。

2.レンタカー返還時にガソリン等の燃料が未補充の場合、借受人又は運転者は、使用中の走行距離に応じて当社所定の換算表により算出した金額(以下、「燃料精算金」といいます)を直ちに当社に支払うものとします。

第 25 条(レンタカーが返還されなかった場合の措置)

当社は、借受人に次の各号のいずれかが該当するときは、刑事告訴を行うなどの法的手続きのほか、車両位置情報システムを利用しレンタカーの所在確認や、借受人又は運転者の家族、親戚、勤務先等の関係者への聞き取り調査などの必要な措置を実施するとともに(社)全国レンタカー協会への不返還被害報告をする等の措置をとるものとします。

- (1) 借受期間が満了したにもかかわらず当社の返還請求に応じないとき。
- (2) 借受人の所在が不明である等不返還と認められるとき。

2.前項各号の場合、借受人は、当社が借受人の探索及びレンタカーの回収に要した費用等を当社に支払うものとします。

3.当社は、借受人又は運転者が借受期間満了日時から起算して 48 時間、レンタカーの返還もなく、借受人又は運転者と連絡がつかない場合は、借受人又は運転者によりレンタカーの盗難があったものとみなします。この場合、所轄警察署へ盗難届を提出するものとします。

第 26 条(貸渡情報の登録と利用の合意)

約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人及び運転者は、次の各号のいずれかに該当するときは、借受人及び運転者の氏名・生年月日・運転免許証番号等を含む客観的な貸渡事実に基づく情報(以下「貸渡情報」という)が全レ協システム及び貸渡注意者リストに7年を超えない期間登録されることに同意するものとします。

- (1) 借受人又は運転者が、当社の指定する期日までに、第17条第5項に定める違反金を当社に支払わなかったとき。
- (2) 前条第 1 項各号に該当したとき。

2.約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人及び運転者は、次に掲げる事項に同意するものとします。

- (1) 全レ協システムに登録された貸渡情報が(社)全国レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会とその会員事業者に利用されること。
- (2) 貸渡注意者リストに登録された貸渡情報が大井建設株式会社その他の情報会社に利用されること。

第 6 章 故障・事故・盗難時の措置

第 27 条(レンタカーの故障)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。借受人又は運転者は、前項に定める異常、もしくは故障が借受人又は運転者の故意、もしくは過失による場合は、第 31 条の定めにより当社に与えた損害(レンタカーの引取り及び修理に要する費用を含みます)を賠償する責任を負うものとします。

第 28 条(事故)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
- (3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
- (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社の承諾を受けること。

2.借受人又は運転者は、前項のほか自らの責任において事故の処理・解決をするものとします。

3.当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

4.当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、車載型事故記録装置が装着されている車両について衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとします。

5.当社は、必要が認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとします。

第 29 条(盗難)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄の警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (3) 盗難・被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第 30 条(使用不能による貸渡契約の終了)

借受期間中において故障・事故・盗難その他の事由(以下「故障等」という)によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとし、借受人又は運転者は、約款第 5 章の定めにより直ちに

レンタカー及び備品を当社に返還するものとします。

2.借受人又は運転者は、前項の場合、未清算金または燃料精算金があるときは、約款第 5 章の定めにより直ちにこれを当社に支払うとともに、約款第 31 条の定めにより当社に与えた損害(レンタカーの引取及び修理等に要する費用を含みます)を賠償する責任を負うものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。但し、故障等が第 3 項又は第 5 項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。

3.故障等が貸渡前に存した瑕疵による場合は、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第 5 条第 3 項を準用するものとします。

4.借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。

5.故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済みの貸渡料金から、貸渡から貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

6.借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第 7 章 賠償及び補償

第 31 条(借受人による賠償及び営業補償)

借受人又は運転者は、借受人又は運転者が使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。但し、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

2.前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については、別に定めるノンオペレーションチャージとして、借受人又は運転者は当社に対して損害賠償金を支払うものとします。

3.借受人又は運転者は、約款第 16 条(7)飲酒運転の禁止に定める事項に違反して、事故を起こした場合には、いかなる理由によってもその責任を免除されず、当社に対して違約金として金 30fを支払うものとします。なお、当該違反の結果、当社に損害が生じた場合には、借受人又は運転者は、別途当該損害を賠償する義務を負うものとします。

4.前各項にかかわらず、激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)第 2 条に基づき激甚災害と指定された災害(以下「激甚災害」という)による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において不可抗力により滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るものである場合には、借受人又は運転者は、その損害を賠償することを要しないものとします。

第 32 条(保険)

借受人又は運転者が約款及び細則に基づく賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約により、次の限度内の保険金が給付されます。なお、借受人又は運転者が独自に加入する損害保険契約により、レンタカーに関わる事故の賠償が可能な場合は、当社のレンタカーに関わる損害保険契約に優先して適用します。但し、それらの保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金は給付されません。

- (1) 対人補償 1 名につき無制限(自賠償保険を含む)
- (2) 対物補償 1 事故につき無制限(免責額 20 万円)
- (3) 人身傷害補償 1 名につき5,000 万円まで(搭乗中のみ補償)

2.保険金が給付されない損害及び前項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。

3.当社が前項に定める借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

4.タイヤの損傷や脱輪などの軽微な損傷については、備えつけの保険証券に記載された連絡先に問い合わせ借受人が対応するものとします。また発生した費用のうち、保険適用外の費用については借受人

が支払うものとします。保険適用内の費用については判断を大井建設株式会社に一任するものとします。

4.本条第1項の免責額は、借受人又は運転者の負担とします。ただし、貸渡契約時に借受人が免責補償制度に加入し、免責補償手数料を支払った場合で、かつ、警察及び当社に届出のない事故、保険金が支払われない事故、貸渡し後に約款第8条(1)から(3)又は第16条各号に該当して発生した事故、並びに借受期間を無断で延長して当該延長後に発生した事故のいずれにも該当しない場合は、当社が当該免責額を負担します。

5.公道以外での走行(サーキット場など)、悪路の走行、自動車レースでの走行など無謀運転での過失は保険補償の対象外となることがあり、借受人又は運転者の全額負担となることがあります。

6.第1項に定める損害保険契約の保険料相当額は貸渡料金に含みます。

第8章 解除

第33条(貸渡契約の解除)

当社は、借受人又は運転者が借受期間中に約款及び細則に違反したときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとし、この場合、借受人又は運転者は、約款第5章の定めにより直ちにレンタカー及び備品を当社に返還するとともに、未清算金又は燃料精算金があるときは、直ちにこれを当社に支払います。前項の場合、当社は受領済の貸渡料金、免責補償料等の一切を借受人に返還しないものとし、

第34条(同意解約)

借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとし、この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡から返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとし、

2.借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとし、解約手数料＝{(予定借受期間に対応する基本料金)－(貸渡から返還までの期間に対応する基本料金)}×50%借受人又は運転者は、解約手数料のほか、未清算金又は燃料精算金があるときは、約款第22条の定めにより、これらを直ちに当社に支払うものとし、

第 9 章 雑則

第 35 条(相殺)

当社は、約款及び細則に基づき借受人に金銭債務を負担するときは、借受人が当社に負担する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第 36 条(消費税)

借受人は、約款及び細則に基づく取引に課せられる消費税を当社に対して支払うものとします。借受人又は運転者及び当社は、約款及び細則に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 37 条(細則)

当社は、約款の細則を別に定めることができるものとし、当該細則は約款と同等の効力を有するものとします。当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業所に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット及び料金表等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第 38 条(代理貸渡事業者)

当社に代わって他の事業者がレンタカーの貸渡を行なう場合(当該事業者を「代理貸渡事業者」という)には、約款中の「当社」と定めるところは、「代理貸渡事業者」と読み替えることができるものとします。ただし、「個人情報の取扱いについて」、第 12 条、第 16 条、第 26 条乃至第 28 条(ただし、レンタカーの故障・事故・盗難等が生じた場合の連絡先は、当社及び代理貸渡事業者とする)、第 39 条に関する事項は除くものとします。

第 39 条(準拠法等)

準拠法は、日本法とします。

2.邦文約款と、英文その他邦文以外の約款に齟齬があるときは、邦文約款を優先するものとします。

第 40 条(約款及び細則)

当社は、予告なく約款及び細則を改訂し、又は約款の細則を別に定めることができるものとします。

2.当社は、約款及び細則を改訂し又は別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表及びホームページ上にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第 41 条(管轄裁判所)

この約款及び細則に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。附則約款は、令和 6 年 3 月 1 日から施行します。